

都大評収第2号

平成21年4月17日

都留市長 小林 義光 殿

都留市公立大学法人評価委員会

委員長 大谷 哲夫

意見書

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第56条において準用する法第49条第2項の規定に基づく、都留市公立大学法人評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

法第56条において準用する法第48条に規定する役員の報酬等の支給基準については、意見はありません。